

令和8年度 玉城町水質検査計画

玉城町では、安全でおいしい水道水を供給するために、水源から各家庭の蛇口に至るまで定期的に検査を行い、安全管理に万全を期しています。

安全で良質な水道水の供給を確実にを行うため、水道水源の周辺状況や過去の水質検査結果を踏まえて水質検査計画を策定しましたので、水道法施行規則に基づき、毎事業年度の開始前に水道利用者に対して情報提供をします。

水質検査計画の概要は次のとおりです。

(水質検査計画の内容)

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況
- 4 採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由
- 5 水質検査方法
- 6 臨時の水質検査
- 7 水質検査の自己及び委託の区分
- 8 水質検査計画及び検査結果の公表
- 9 その他の留意事項

1 基本方針

- (1) 町民の皆様に安心して水道水を利用していただくために、年間にわたる水質検査の計画を立て、蛇口から出る水道水が法令に基づく水質基準に適合しているか確認する検査を実施します。
- (2) 水道法に義務付けられている水質基準項目のほか、検査を行うことが望ましいとされる水質管理目標設定項目などについても、必要に応じて適宜検査を実施します。
- (3) 水質検査の結果を公表するとともに、次年度の水質検査計画の策定に活かし、継続的な改善に努めます。

2 水道事業の概要

表1 水道事業の概要

系統 (水道施設名)	水源 原水の種類	浄水場処理能力 ($\text{m}^3/\text{日}$) 処理方式	配水池	給水区域
1 山岡水源 (山岡水源地)	地下水 (深井戸×3)	9,050 m^3 次亜塩素酸 ナトリウム消毒	岩出配水池 2,000 $\text{m}^3 \times 2$ 山神配水池 560 $\text{m}^3 \times 1$ 500 $\text{m}^3 \times 1$	玉城町全域
2 大仏山 (大仏山配水池)	県水受水 (南勢水道)	500 m^3 浄水受水	大仏山配水池 161 $\text{m}^3 \times 1$	県営 大仏山公園

給水能力 計：9,550 $\text{m}^3/\text{日}$

3 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

(1) 山岡水源系統

① 原水の状況

山岡水源地では、地下水（深井戸）を汲み上げて水源としています。
水質は良好で、水量も安定しています。

② 水質管理

山岡水源地の水質は良質なため、次亜塩素酸ナトリウムによる滅菌消毒のみを実施しています。

※ 水道法第4条および水道法施行規則第17条の規定、水道法第20条および水道法施行規則第15条の規定に基づく水質検査を実施し、安全で良質な水道水の供給に努めています。

(2) 大仏山系統

① 原水の状況

南勢水道用水より処理水を受水し、県営大仏山公園に給水しています。

② 水質管理

処理済の県水を受水しているため、処理は行っていないですが、山岡水源系統と同様に、法令に基づく水質検査を実施しています。

4 採水地点、検査項目、検査頻度およびその理由

(1) 採水地点

① 山岡水源系統

処理水：玉城町役場

原水：山岡水源地 着水井

② 大仏山系統

処理水：県営大仏山公園管理事務所

(2) 水道水の水質検査

① 毎日検査項目

「色」、「濁り」、「消毒の残留効果」の3項目について、町が委託した検査員により、休日を含む毎日検査を実施しています。

※山岡水源系統：3地点、大仏山系統：1地点

② 水質基準項目

水道法第20条および水道法施行規則第15条の規定に基づく水質検査を実施しています。水質検査項目および検査頻度については、表2に示します。また、法令で定める水質基準項目のうち、「省略不可項目」及び「過去データ等から省略不可となった項目」については、原水・処理水の水質状況等を考慮して適切な検査回数とし、「省略可となった項目」についても、安全確認のため1年に4回検査します。

表2 系統別 水質検査項目及び検査頻度 検査回数（回／年）

	定期検査項目	山岡水源系統	大仏山系統
基1	一般細菌	12	12
基2	大腸菌	12	12
基3	カドミウム及びその化合物	4	4
基4	水銀及びその化合物	4	4
基5	セレン及びその化合物	4	4
基6	鉛及びその化合物	4	4
基7	ヒ素及びその化合物	4	4
基8	六価クロム化合物	4	4
基9	亜硝酸態窒素	4	4
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4	4

	定期検査項目	山岡水源系統	大仏山系統
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	12	12
基12	フッ素及びその化合物	4	4
基13	ホウ素及びその化合物	4	4
基14	四塩化炭素	4	4
基15	1,4-ジオキサン	4	4
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び	4	4
	トランス-1,2-ジクロロエチレン		
基17	ジクロロメタン	4	4
基18	テトラクロロエチレン	4	4
基19	トリクロロエチレン	4	4
基20	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)及び	4	4
	ペルフルオロオクタン酸 (PFOA)		
基21	ベンゼン	4	4
基22	塩酸素	4	4
基23	クロロ酢酸	4	4
基24	クロロホルム	4	4
基25	ジクロロ酢酸	4	4
基26	ジブロモクロロメタン	4	4
基27	臭素酸	4	4
基28	総トリハロメタン	4	4
基29	トリクロロ酢酸	4	4
基30	ブロモジクロロメタン	4	4
基31	ブロモホルム	4	4
基32	ホルムアルデヒド	4	4
基33	亜鉛及びその化合物	4	4
基34	アルミニウム及びその化合物	4	4
基35	鉄及びその化合物	4	4
基36	銅及びその化合物	4	4
基37	ナトリウム及びその化合物	4	4
基38	マンガン及びその化合物	4	4
基39	塩化物イオン	12	12
基40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	4	4
基41	蒸発残留物	4	4
基42	陰イオン界面活性剤	4	4
基43	ジェオスミン	4	4
基44	2-メチルイソボルネオール	4	4

	定期検査項目	山岡水源系統	大仏山系統
基45	非イオン界面活性剤	4	4
基46	フェノール類	4	4
基47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	12	12
基48	pH値	12	12
基49	味	12	12
基50	臭気	12	12
基51	色度	12	12
基52	濁度	12	12

※PFOS・PFOAにかかる水質検査は、山岡水源地（原水）でも年1回実施

(3) その他の検査実施について

① 「クリプトスポリジウム」について

過去に山岡水源地近郊に養豚場があったことから、水道施設の技術的基準を定める省令「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づく「クリプトスポリジウム」の検査を、山岡水源地の原水で年1回実施します。

② その他

その他の水質管理目標設定項目等についても必要に応じて適宜臨時検査を実施します。

また、蛇口での濁り等、水道利用者から苦情、相談があった場合も、必要に応じた水質検査を実施します。

5 水質検査方法

水質基準項目については「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号）」、残留塩素については「水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき環境大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成15年厚生労働省告示第318号）」の規定（いずれも最終改正を使用）により実施します。

6 臨時の水質検査

臨時の水質検査は次のような場合に実施します。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき
- ② 水源に異常があったとき
- ③ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- ④ 浄水過程に異常があったとき
- ⑤ 浄水施設や配水管等の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき
- ⑥ その他特に必要があると認められるとき

臨時の水質検査は、水源の水質異常や定期の水質検査などで異常値が確認されたとき直ちに実施し、水質異常が終息し、給水栓水の安全が確認されるまで連続的に実施します。

検査に供する水の採取場所は、問題の生じた箇所に重点を置くとともに、確認のため定期の水質検査地点についても検査いたします。検査項目は異常値を示した項目のほかに関連項目についても状況に応じて追加し、検査を実施します。

また、蛇口での赤水、濁り、異物、異臭味など利用者から苦情、水質相談があった場合も必要に応じた水質検査を実施します。

7 水質検査の自己及び委託の区分

- (1) 「色」、「濁り」、「消毒の残留効果」の3項目については、町が委託した検査員により毎日検査を実施します。
- (2) 原水及び処理水の「水質基準項目」などについては、厚生労働大臣登録の検査機関に委託して検査を実施します。

8 水質検査計画及び検査結果の公表

(1) 公表内容

- ① 水質検査計画書
- ② 水道法に基づく給水栓水の水質検査結果
- ③ その他

(2) 公表方法

水質検査計画及び水質検査結果等について、次の方法により公表し、また、公表内容に対する意見を積極的に聞き、水道水の安全性など信頼の向上に努めます。

なお、水質検査結果の評価は、その都度水質基準に適合しているかどうか判定をし、詳細なデータ一覧は月毎に逐次整理して公表します。

公表の方法	意見の聞き取り方法
玉城町ホームページ	ヒヤリング調査
情報公開条例に基づく情報開示	インターネット、Eメール
水道水質検査結果年報（詳細）	

9 その他の留意事項

(1) 水源流域の汚染に関する動向把握と変化の状況

水源については、毎月定期パトロールを実施し、水源流域の汚染を監視します。

(2) 原水及び配水にかかる各施設等の工事計画と実施状況

令和8年度は基幹配水管の詳細設計等を計画しています。

(3) 関係行政機関、関係水道事業者、水質検査機関等関係者との相互連絡通報体制

水源で水質汚染が発生した場合、水道水が原因で衛生問題が発生した場合などの緊急事態に対し、三重県環境生活部等の関係機関と連携をとって、迅速に対処します。

また、災害の規模が大きく単独で対処できない場合、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、近隣の水道事業体に応援を要請します。